



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*9 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

1062 和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (市町村課) 5

1063 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 8

1064 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (") 10

1065 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 12

1066 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 12

1067 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課) 13

1068 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 (薬務課) 13

1069 美浜町土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) 15

1070 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 16

1071 保安林予定森林 (森林整備課) 16

1072 保安林の指定施業要件の変更 (") 16

1073 " (") 17

1074 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 17

1075 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 17

1076 " (") 18

1077 " (") 18

1078 " (") 18

1079 " (") 19

1080 " (") 19

1081 " (") 20

1082 " (") 20

1083 " (") 20

1084 " (") 21

1085 " (") 21

1086 " (") 21

1087 道路の位置の指定 (都市政策課) 22

○ 公告

入札公告 (市町村課) 22

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月15日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第5条の2関係)

進学助成金

貸 与 申 請 書

和歌山県教育委員会教育長 様

年 月 日

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 5 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。				
学校名	立	大学 短期大学 専修学校 (年4月 年制第1学年入学予定 (志望))	学部 分野 課程	学科 課程 学科	貸与希望額 いずれか一つに○をしてください。 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円
在学学校又は出身校名	立	高等学校			
フリガナ				(千 ー)	
申請者氏名 (自署)				住所	
生年月日	年 月 日生			TEL ー ー	
フリガナ				(千 ー)	
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)		印	住所	
生年月日	年 月 日生			TEL ー ー	携帯電話 ー ー
同一生計の家族	続柄	氏名	年齢	職業・学校名・学年等	市町村民税課税標準額
					円
					円
					円
					円
	↑ 主たる生計維持者1人に○をしてください。			主たる生計維持者の上記課税標準額×6%	① 円
控除額	A. 市町村民税調整控除額				円
	B. 母子・父子世帯の場合				円
	C. 世帯において扶養されている子供が2人を超える場合				円
	D. 世帯における在学者等が2人を超える場合				円
	② 控除額合計 (A+B+C+D)				円
	③ 算定額 (①-②)				円

(裏面)

◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

<hr/>

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

学校の受付印

--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1062号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

(5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれもがこの要件を満たす者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約、その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

(6) 3の(1)のアの(ケ)又は3の(1)のイの(ケ)に掲げる作業実施計画書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

(7) 入札公告の日から過去5か年の間に1に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(8) この契約の目的物である端末機器等を和歌山県に賃貸することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 個人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない住民票

(オ) 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

c 個人にあっては、在住市町村が課する個人住民税（市町村民税のほか、都道府県民税を含む。）

(キ) 誓約書

(ク) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ケ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書

(コ) 和歌山県が示す仕様書中「別紙1 県業務端末等機器仕様」に記載している機器等の要件を満たすことが分かる機能等証明書

(サ) 担当技術者経歴書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の(イ)から(キ)までの書類については、構成員ごとに提出すること。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、提出日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 個人にあっては、発行後3か月を経過していない住民票

(オ) 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

c 個人にあつては、在住市町村が課する個人住民税（市町村民税のほか、都道府県民税を含む。）

(キ) 誓約書

(ク) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(ケ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書（コンソーシアム）

(コ) 和歌山県が示す仕様書中「別紙1 県業務端末等機器仕様」に記載している機器等の要件を満たすことが分かる機能等証明書（コンソーシアム）

(サ) 担当技術者経歴書

(シ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものの写しをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア及びイの（イ）から（キ）までに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイの（ア）、（イ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び（サ）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年9月15日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和5年9月29日（金）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

なお、回答については令和5年10月6日（金）午後5時までに当該質問を行った者に対して書面等により行うとともに、和歌山県総務部総務管理局市町村課Webサイト（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/010600_1.html）において掲載するものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 1-B会議室

(2) 日時

令和5年9月21日（木）午後1時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年10月2日（月）から同月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和5年10月6日（金）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局市町村課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2192

ファクシミリ番号 073-423-2427

電子メールアドレス e0106002@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和5年10月17日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和5年11月1日（水）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和5年11月6日（月）午後5時までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1063号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県和歌山市田屋138番地
氏名又は名称 株式会社松源 代表取締役 桑原太郎
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県岩出市根来1706-1
名称 株式会社松源 岩出センター
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和5年9月15日から同年10月6日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)

第2号イ (01-16～ 01-20)	5	65枚/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-21)	1	300カット /分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-22)	1	320回/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-23, 01-24)	2	320回/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開 始予定 年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
排水 処理 設備	RC・鋼 板製	W20.3 × L10.0 × H8.0	140	凝集 加圧 浮上 +膜 分離 活性 汚泥	許可後	通常	処理 前	132	4	800	400	440	36	12	120	0
							処理 後	132	6.5- 7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
						最大	処理 前	140	4	1,000	500	550	45	15	150	0
							処理 後	140	6-8	30	15	10	25	3	5	10以下
浄化 槽	FRP製	W11.1 × L3.1 × H3.3	19	担体 流動 浮上 ろ過	許可後	通常	処理 前	15	6-8	180	100	180	40	5	25	2,000
							処理 後	15	6.5- 7.5	18	40	12	35	5	25	200
						最大	処理 前	19	6-8	200	120	200	45	8	30	3,000
							処理 後	19	6-8	20	50	15	40	8	30	300

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
排水口 No. 1	通常	147	6.5-7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
	最大	159	6-8	30	15	10	25	3	5	10以下

雨水排水口 No. 1	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1064号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市田屋138番地

氏名又は名称 株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市根来1706-1

名称 株式会社松源 岩出センター

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年9月15日から同年10月6日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定 年月日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
					区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
第2号イ (01-1, 01-2)	2	60回/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0	
第2号イ (01-3)	1	70回/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0	
第2号イ (01-4, 01-5)	2	60回/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0	

第2号イ (01-6)	1	250回/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-7, 01-8)	2	65枚/分	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-11)	1	2,000kg/時	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-12)	1	440kg/時	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-13)	1	1,450kg/時	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号イ (01-14)	1	4,200パック/時	許可後	15時間	通常	0	-	-	-	-	-	-	-	-
					最大	1	4	1,000	500	550	45	15	150	0
第2号ロ (01-15)	1	300個/時	許可後	13時間	通常	10	6.5- 7.5	40	16	40	4	0.4	8	0
					最大	15	6-8	50	20	50	5	0.5	10	0
第66号の5 (02)	1	40万食/月	許可後	21時間	通常	93	4	800	400	440	36	12	120	0
					最大	95	4	1,000	500	550	45	15	150	0

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開 始予定 年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
排水 処理 設備	RC・鋼 板製	W20.3 × L10.0 × H8.0	140	凝集 加圧 浮上 +膜 分離 活性 汚泥	許可後	通常	処理 前	132	4	800	400	440	36	12	120	0
							処理 後	132	6.5- 7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
						最大	処理 前	140	4	1,000	500	550	45	15	150	0
							処理 後	140	6-8	30	15	10	25	3	5	10以下

浄化槽	FRP製	W11.1 × L3.1 × H3.3	19	担体 流動 浮上 ろ過	許可後	通常	15	6-8	180	100	180	40	5	25	2,000	
						処理前 処理後	15	6.5- 7.5	18	40	12	35	5	25	200	
						最大	処理前	19	6-8	200	120	200	45	8	30	3,000
							処理後	19	6-8	20	50	15	40	8	30	300

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等 の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)
排水口 No.1	通常	147	6.5-7.5	25	12	8	20	2	4	10以下
	最大	159	6-8	30	15	10	25	3	5	10以下
雨水排水口 No.1	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30717011 26	未楽来株式会社	OCEANヘルパーステーション	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖662番地1	訪問介護	令和 5.9.1	令和 11.8.31

和歌山県告示第1066号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30618901 45	合同会社Le Lien	訪問看護ステーションご縁	和歌山県岩出市桜台26 7番地	訪問看護	令和 5.9.1	令和 11.8.31
				介護予防訪問看護	令和 5.9.1	令和 11.8.31

和歌山県告示第1067号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
上野駿	泌尿器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	令和5.9.5										○				
高瀬衣里	呼吸器科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	令和5.9.5									○					
川端将之	脳神経外科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	令和5.9.5						○								
中居俊人	脳神経外科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	令和5.9.5						○								
田宮雅人	外科	医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	令和5.9.5									○					

和歌山県告示第1068号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「777 SHOT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「ALADDIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真を付して、「AVATAR」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「Black Burst」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真を付して、「CRAZY Bunny」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (6) 次の写真を付して、「DOROTHY SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「FUSION feel BASE 47」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真を付して、「Greedy King」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真を付して、「GHOST SEX beast」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真を付して、「Heart boiler classic」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真を付して、「Hell's Maria」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真を付して、「Hime Rush」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (13) 次の写真を付して、「Infinite Drill」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真を付して、「KING GOLD」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「Koi NISHIKI」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真を付して、「Laser beam」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真を付して、「Magic FOG」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「Man Hole」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「Mobius Pure Sexium Incense」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真を付して、「Nostalgic Days」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真を付して、「F.L.Y trinity incense」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真を付して、「Razor BAT」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真を付して、「Reverie Spice Limit」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (24) 次の写真を付して、「S.mile es.3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真を付して、「ULTIMATE DRAGOON」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真を付して、「Valhalla」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「MAGIC LAMP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真を付して、「Wet Hole」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「ZERO ANONYMOUS」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「MASTURBATION 69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (31) 次の写真を付して、「温MAX Rich Shot Yellow」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (32) 次の写真を付して、「冷MAX Rich Shot White」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真を付して、「性春リフレイン」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真を付して、「痴狂 KIWAMI」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「ATOMIC Blaster 85%」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Hydro Brain Hopper 4th」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (37) 次の写真を付して、「Virgin come again」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真を付して、「SEX BOMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「濡れ天使」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真を付して、「雄マラ connection」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (41) 次の写真を付して、「SPLASH BOMBER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真を付して、「Strong Dick 3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「THE EFFECT FOG」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Tropic Feel refresh mind」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真を付して、「華 HANA Flower for SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真を付して、「爆液陵辱」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真を付して、「セックスエクスタシーA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真を付して、「セックスエクスタシー2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真を付して、「スーパーシルバーヘイズ (Super Silver Haze) Type II ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真を付して、「スーパーシルバーヘイズStrong (Super Silver Haze) Type II ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (51) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズ Type II ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (52) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズStrong Type II ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (53) 次の写真を付して、「HADES SKY HIGH」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真を付して、「HADES DEEP IMPACT」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真を付して、「HADES TROPICAL」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (56) 次の写真を付して、「Burnig」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (57) 次の写真を付して、「LOVE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和5年9月15日

和歌山県告示第1069号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、美浜町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第1070号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1	令和8.9.30
和歌山県第784号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料M	窒素全量4.0 りん酸全量1.0	公定規格のとおり	和歌山ノーキョー食品工業株式会社 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1	令和8.9.30

和歌山県告示第1071号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字福井419の1、428の2、428の3・435（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1072号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1073号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1074号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市塩屋町南塩屋、比井崎漁業協同組合及び和歌山南漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上80トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	日高・田辺まき網

和歌山県告示第1075号

和歌山県海南市沖野々・阪井の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県海南市

- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和4年11月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市沖野々・阪井の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市沖野々・阪井の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1076号

和歌山県海南市野上新・椋木・九品寺の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年1月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市野上新・椋木・九品寺の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市野上新・椋木・九品寺の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1077号

和歌山県海南市重根・幡川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年1月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市重根・幡川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市重根・幡川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1078号

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第1

9条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1079号

和歌山県田辺市天神崎の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市天神崎の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市天神崎の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1080号

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和4年11月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日

令和5年9月6日

和歌山県告示第1081号

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和5年1月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1082号

和歌山県田辺市中辺路町北郡・中辺路町真砂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和3年2月22日から令和5年1月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町北郡・中辺路町真砂の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町北郡・中辺路町真砂の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1083号

和歌山県田辺市中辺路町西谷・中辺路町真砂の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和4年12月1日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市中辺路町西谷・中辺路町真砂の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市中辺路町西谷・中辺路町真砂の各一部地区

5 認証年月日

令和5年9月6日

和歌山県告示第1084号

和歌山県田辺市長野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和3年2月22日から令和4年11月15日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市長野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市長野の一部地区

5 認証年月日

令和5年9月6日

和歌山県告示第1085号

和歌山県紀の川市桃山町峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和4年12月2日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市桃山町峯の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市桃山町峯の一部地区

5 認証年月日

令和5年9月6日

和歌山県告示第1086号

和歌山県紀の川市桃山町中畑・峯の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年1月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町中畑・峯の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町中畑・峯の各一部地区
- 5 認証年月日
令和5年9月6日

和歌山県告示第1087号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3636	海南市且来字大峰792番の一部、793番の一部、水路	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	令和 5. 8. 30	6. 10 } 6. 30	106. 86

公 告

入 札 公 告

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年9月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和5年度から令和10年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借 一式
 - (3) 調達役務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 設置及び納入場所
(3) に同じ。
 - (5) 納入期限
令和6年3月26日（火）
 - (6) 賃貸借期間

令和6年3月27日（水）から令和11年3月31日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第1062号に規定する和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局市町村課

(2) 期間

令和5年9月15日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和5年9月29日（金）午後5時までの間（県の休日を除く。）に和歌山県総務部総務管理局市町村課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 1-B会議室

(2) 日時

令和5年9月21日（木）午後1時30分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階 入札室

イ 入札日時

令和5年10月26日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和5年10月26日（木）午前9時30分までに和歌山県総務部総務管理局市町村課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本告示に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局市町村課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県総務部総務管理局市町村課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2192
ファクシミリ番号 073-423-2427
電子メールアドレス e0106002@pref.wakayama.lg.jp
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Lease of terminal and other computer devices for the Wakayama Prefecture Basic Resident Registration Network System (complete set)
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 26 October 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 26 October 2023)
- (3) Contact point for the notice :
Municipal Affairs Division, General Affairs Management Bureau, General Affairs Department, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2192
FAX 073-423-2427
e-mail e0106002@pref.wakayama.lg.jp